

入札書記載にあたっての注意事項

1 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。

ただし、この場合代理人の選任に係る委任状の提出が必要になります。

2 復代理人をもって入札する場合は、入札者本人、代理人及び復代理人の住所及び氏名を明記し、押印は復代理人のみとすること。

ただし、この場合、代理人及び復代理人の選任に係る委任状の提出が必要となります。

3 入札（見積）金額は、算用数字で記載すること。

4 入札金額の頭に必ず「¥」又は「金」を記入すること。

5 入札金額に円未満の端数がある場合は、小数第2位まで記載すること。

例) 4.5→4.50円

6 この入札書の様式は例示でありますので、この様式によらない入札書であっても、記載されている入札要件が具備されていれば有効であること。

7 入札書等の提出は、誤りや押印漏等の無いよう確認のうえ「封書」にて提出してください。

8 再度入札及び随意契約の方法により決定する場合がありますので、「入札書」及び「見積書」の予備、封筒の予備及び印鑑を持参願います。

9 このほか、無効入札となる場合もありますので、競争入札心得等を十分ご確認のうえ、参加願います。